

総務常任委員会記録

日時 令和8年9月8日（火）

場所 第一委員会室

午前 11 時 34 分 開 会

○伊藤欣哉委員長 ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。本日は全員出席であります。直ちに本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました案件は、議案5件であります。これより、順次審査を行います。

議第72号 酒田市立図書館設置管理条例の一部改正

○伊藤欣哉委員長 議第72号 酒田市立図書館設置管理条例の一部改正についてを議題といたします。当局の補足説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長 それでは、社会教育課より議第72号酒田市立図書館設置管理条例の一部改正についてご説明をいたします。

1、改正の理由につきましては、令和9年度からの酒田駅前交流拠点施設ミライニの2期目の指定管理に当たり、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者制度における利用料金制を導入することにより、本条例に規定される研修室の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるようにするため、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、次の（1）から（3）となります。

（1）第4条の指定管理者が行う業務に使用料の徴収、減免、返還等に関する業務を追加するものでございます。

（2）第4条第2項に、第18条第1項、第19条および第20条中にある使用料を利用料金、市長を指定管理者と読み替える規定を加えるものでございます。

（3）第18条に研修室の使用料を指定管理者の収入として収受させ、その使用料は条例の範囲内であらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めることを規定する項を追加するものでございます。詳細につきましては、次の新旧対照表でご確認をお願いいたします。施行月日につきましては、令和9年4月1日となります。

以上、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○伊藤欣哉委員長 これより質疑を行います。

田中廣委員。

○田中廣委員 今説明の中で次期指定管理者というような言い方をしたような気がするんですけども、今の指定管理者はいつまでですか。

○伊藤欣哉委員長 社会教育課長。

○社会教育課長 今の指定管理者に関しては令和4年度から令和8年度までということになっておりまして、新しく指定管理をするのが来年度、令和9年度からとなります。

○伊藤欣哉委員長 田中廣委員。

○田中廣委員 それでこの施行期日が令和9年の4月1日という形になるわけですね。この次期指定管理者については、12月に出てくるという形でよろしいですか。

○伊藤欣哉委員長 社会教育課長。

○社会教育課長 そのとおりでございます。これから募集をかけまして、1か月程度募集期間がございます。その後、選定委員会の方で決定させていただいて、正式には議会の議決を経て、指定管理者が決定するということになります。時期については、議員おっしゃるとおり12月ということになります。

○伊藤欣哉委員長 田中廣委員。

○田中廣委員 その部分は了解しました。

もう一つ、別表によって金額という部分がこの条例の中には載っているんですけども、別表というのがこれには載ってない。いくらいただくのかっていう部分が全然わからないわけですが、その点について説明をお願いします。

○伊藤欣哉委員長 社会教育課長。

○社会教育課長 別表といいますのは、図書館の場合については研修室の利用料金を記載されているものでございます。実際に令和7年度の歳入として入った金額につきましては、49万1,720円ということになってございます。条例の中に記載されている管理料につきましては、1室1区分760円というふうになってございます。そちらの方は変更はございません。

○伊藤欣哉委員長 田中廣委員。

○田中廣委員 変更なくてその金額をいただくという形に、それを直接指定管理者がいただくという形にするんだよということですよ。了解しました。

ただこれだけで出されても、なかなか審議しづらいっていうか、やってるところではわかる場所もありますけれども、この次どうなんだっけという部分がちょっとはつきりしなかったものですから、あえて質問させていただきました。

以上です。

○伊藤欣哉委員長 他にございませんか。

(なし)

○伊藤欣哉委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(なし)

○伊藤欣哉委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第72号酒田市立図書館設置管理条例の一部改正については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○伊藤欣哉委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第72号は原案のとおり決しました。

議第73号 酒田市酒田駅前交流拠点施設ミライニ設置管理条例の一部改正

○伊藤欣哉委員長 議第73号酒田市酒田駅前交流拠点施設ミライニ設置管理条例の一部改正についてを議題といたします。当局の補足説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長 続きまして、議第73号酒田市酒田駅前交流拠点施設ミライニ設置管理条例の一部改正についてご説明をいたします。

改正の理由につきましては、先ほどと同じになりますけれども、若干施設が違いますので、再度ご説明を申し上げます。

令和9年度からの酒田駅前交流拠点施設ミライニの2期目の指定管理者の募集に当たりまして、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者制度における利用料金制を導入することにより、本条例に規定される駐車場、広場、コインロッカーの利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるようにするため、所要の改正を行うものでございます。主な改正の内容といたしましては、次の(1)から(3)となります。

(1) 第7条の指定管理者が行う業務に使用料の徴収、減免、返還等に関する業務を追加するものでございます。

(2) 第7条第2項に第21条第1項、第22条および第23条中にある使用料を利用料金、市長を指定管理者と読み替える規定を加えるものでございます。

(3) 第21条に、駐車場、広場、コインロッカーの使用料を指定管理者の収入として収受させ、その使用料は条例の範囲内であらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めることを規定する項を追加するものでございます。

詳細につきましては、次の新旧対照表でご確認をお願いいたします。施行期日については、令和9年4月1日となります。

以上、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○伊藤欣哉委員長 これより質疑を行います。

(なし)

○伊藤欣哉委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(なし)

○伊藤欣哉委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第73号酒田市酒田駅前交流拠点施設ミライニ設置管理条例の一部改正については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○伊藤欣哉委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第73号は原案のとおり決しました。

議第75号 請負契約の締結について（酒田市立十坂小学校改修工事（建築工事））

○伊藤欣哉委員長 議第75号請負契約の締結について（酒田市立十坂小学校改修工事（建築工事））を議題といたします。当局の補足説明を求めます。

学区改編・義務教育学校整備主幹。

○学区改編・義務教育学校整備主幹 議第75号請負契約の締結について（酒田市立十坂小学校改修工事（建築工事））についてご説明いたします。

酒田市立十坂小学校改修工事の建築工事業仮契約についてですが、仮契約の方法は条件付

き一般競争入札（総合評価落札方式）による契約でございます。

仮契約年月日は令和8年8月3日。

仮契約金額は税込2億8,600万円です。

仮契約の相手方は株式会社斉藤工業所、代表取締役斉藤淳氏。

工期は契約締結日から令和10年3月17日まででございます。

次のページ以降に仮契約書、入札調書、図面を添付しております。主な工事内容は、屋根の全面改修、外壁の全面改修、内装の改修、内窓樹脂サッシの新設でございます。

以上、よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

○伊藤欣哉委員長 これより質疑を行います。

（なし）

○伊藤欣哉委員長 ないので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（なし）

○伊藤欣哉委員長 ないので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第75号請負契約の締結について（酒田市立十坂小学校改修工事（建築工事））は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（異議なし）

○伊藤欣哉委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第75号は原案のとおり決しました。

議第76号 請負契約の締結について（酒田市立十坂小学校改修工事（電気設備工事））

○伊藤欣哉委員長 議第76号請負契約の締結について（酒田市立十坂小学校改修工事（電気設備工事））を議題といたします。当局の補足説明を求めます。

学区改編・義務教育学校整備主幹。

○学区改編・義務教育学校整備主幹 議第76号請負契約の締結について（酒田市立十坂小学校改修工事（電気設備工事））についてご説明いたします。

酒田市立十坂小学校改修工事の電気設備工事の仮契約についてですが、仮契約の方法は、条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）による契約でございます。

仮契約年月日は令和8年8月6日。

仮契約金額は税込2億1,450万円です。

仮契約の相手方は電機鉄工・五十嵐工業特定建設工事共同企業体、代表者は電機鉄工株式会社代表取締役、瀬尾郁矢氏。構成員は五十嵐工業株式会社、代表取締役五十嵐由美氏。

工期は契約締結日から令和10年3月17日まででございます。

次のページ以降に仮契約書、入札調書、図面を添付しております。主な工事内容は、照明設備の改修、受変電設備の改修、幹線設備の改修、通信設備の改修でございます。

以上、よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

○伊藤欣哉委員長 これより質疑を行います。

（なし）

○伊藤欣哉委員長 ないので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(なし)

○伊藤欣哉委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第76号請負契約の締結について（酒田市立十坂小学校改修工事（電気設備工事））は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○伊藤欣哉委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第76号は原案のとおり決しました。

議第77号 物品の取得について（GIGAスクール用タブレット端末）

○伊藤欣哉委員長 議第77号物品の取得について（GIGAスクール用タブレット端末）を議題といたします。当局の補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長 物品の取得について（GIGAスクール用タブレット端末）についてご説明いたします。

1、取得の目的はGIGAスクール用タブレット端末の購入。

2、取得物品はGIGAスクール用タブレット端末6,710台。

3、取得の方法は、随意契約による取得。

4、仮契約年月日は令和8年8月7日。

5、取得金額は4億7,976万5,000円。

6、取得の相手方はN T T東日本株式会社山形支店、支店長五十嵐麻衣氏。納入期限は令和9年1月29日となっております。

次のページは仮契約書となります。酒田市議会の議決があった後に、正規の契約を締結するものであります。次のページからは、物品見積入札調書、購入仕様書、県の共同調達に関わる公募型プロポーザルの審査結果を資料として添付しております。

以上、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○伊藤欣哉委員長 これより質疑を行います。

(なし)

○伊藤欣哉委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(なし)

○伊藤欣哉委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第77号物品の取得について（GIGAスクール用タブレット端末）は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○伊藤欣哉委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第77号は原案のとおり決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお委員会の審査報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(異議なし)

○伊藤欣哉委員長　ご異議なしと認めます。よって審査報告書の作成は正副委員長にご一任願います。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

午前 11 時 52 分　閉　会